条 例 見 直 し 調 書

			作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条	例 名	拡声機の使用によ	る暴騒音の舞	規制に関する条	例	
条	例 番 号	平成 4 年神奈川県条例第 36 号 法 規 集 第 15 編第 5 章第 2 節				
所	管 室 課	警察本部警備部公	安第一課			
条	例の概要	県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について、必要な規制を行うた				
		めの事項を定めている。				
	視点		検 討	内 容		備考
	必要性 現在でも 必要な条 例か。	本条例は、地域 に資するため、県 について規制して を発する拡声機の	民の日常生活いるものでき	舌を脅かすよう あるが、現在に	おいても暴騒音	
検	有効性 現内課解 きるかっこ	本条例により、が抑制されているの使用による暴闘命令等により、遺量による街頭宣伝能している。	。また、街頭 番音が発せられ 種反行為者は打	頭宣伝活動等に れた場合、本条 広声機の音量を	おいて、拡声機 例に基づく停止 下げ、適正な音	本条例制定後 の検挙状況 ・停止命令違 反 6件8人
	効率性 現行の内容で効率 的といえるか。	本条例による拡 ある。また、拡声 拡声機の同時使用 しており、本条例 が効率的に行われ	i機の使用に。 引に対する勧行 引により、拡減	よる暴騒音の禁 告、立入調査等	を具体的に規定	
雪寸	基本方針適合性果政の基本分針にいるか。	本条例は、県民ついて必要な規制もって公共の福祉たものであり、「各掲げる県の総合政適合している。	を行うことに との確保に資 [・] 	こより、地域の することを目的 ない安全な地域	」として制定され	
	適法法、抵金をはいか。	本条例は、拡声則を設けて必要な祭礼等の公共性のているほか、県民意規定を設けるな法、法令等に抵制	:事項を定めで高い拡声機の を に に に に に に に に に に に に に に に に に に	ているが、選挙 の使用について 当に侵害しない 合理的な範囲	は適用除外としよう適用上の注	
	その他					

見	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等
直	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けら
L	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	れないため。
結	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
果	5	廃止を検討する。	